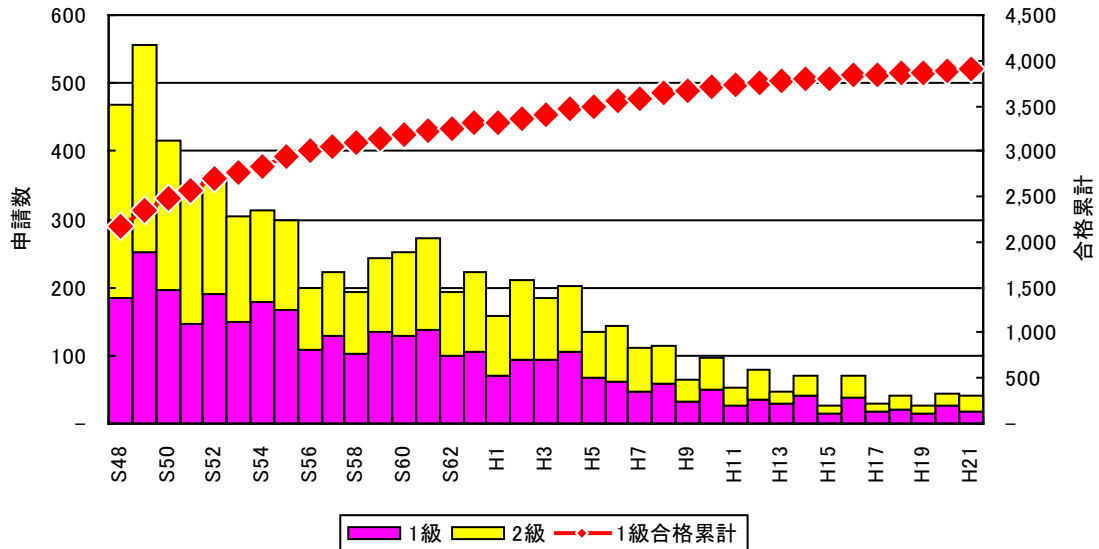


木型製作職種の概要

作業追加等の経緯	昭和37年度	木型工職種新設(木型製作作業)
	昭和44年度	職種名変更 →木型製作職種へ
	昭和53年度	作業名変更 →鋳物用模型製作作業へ
	平成4年度	作業名変更 →模型製作作業へ
	平成12年度	試験細目等の最終見直し

試験実施状況

木型製作職種 受検申請者数の推移



		H16	H17	H18	H19	H20	H21	累計	
模型製作作業	1級	申請	38	17	21	15	26	18	6,644
		合格	27	14	20	9	19	11	3,904
		(率)	(71.1%)	(82.4%)	(95.2%)	(60.0%)	(73.1%)	(61.1%)	(58.8%)
	【直近6年間の受検申請】 栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県、長崎県 (12)								
	(実施公示のみ) 秋田県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、高知県 (11)								
	2級	申請	33	13	20	12	17	24	7,113
		合格	29	11	17	9	15	21	4,168
		(率)	(87.9%)	(84.6%)	(85.0%)	(75.0%)	(88.2%)	(87.5%)	(58.6%)
	【直近6年間の受検申請】 栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、福岡県、長崎県 (13)								
	(実施公示のみ) 秋田県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県 (10)								

1 木型製作1級技能検定試験の基準及びその細目

(1) 技能検定試験の基準

イ 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

ロ 試験の程度

木型製作職種における上級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 技能検定試験の基準の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 模型製作法</p> <p> 模型の種類、構造及び用途</p> <p> 模型方案の作成</p> <p> 工程管理</p> <p> 模型の製作方法</p>	<p>1 次に掲げる模型の特徴、構造及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木型 (2) 発泡スチロール型 (発泡ウレタン型)</p> <p>(3) 樹脂型 (4) 金型 (5) 石こう型</p> <p>(6) その他の型</p> <p>2 次に掲げる模型の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 現型 (単体型、割り型等) (2) かき型 (3) 部分型</p> <p>(4) たたみ込み型 (5) 中型 (6) 捨て型 (7) 機械込め型</p> <p>(8) 定盤込め型 (9) 回し型 (ひき型)</p> <p>3 模型の選定について詳細な知識を有すること。</p> <p> 模型方案の作成に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 幅木の大きさ及び形状 (2) 材料の使用法</p> <p>(3) 割り面、見切り面等の選定 (4) 上型及び下型の決定</p> <p>(5) 種上げ</p> <p>1 模型製作における工程管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程分析 (2) 作業時間の設定 (3) 標準時間の設定</p> <p>(4) 外注管理 (5) 数量管理 (6) 品質管理</p> <p>2 次に掲げる模型製作の見積りについて一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 模型製作の仕様 (2) 工数積算 (3) 材料積算</p> <p>1 数値計算について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 模型の製作方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>模型製作用器工具の種類及び使用方法</p> <p>2 木工機械及び関連設備</p> <p>木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>3 材料</p> <p>模型用材料の種類、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥及び水分測定の方法</p>	<p>次に掲げる模型製作用器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木工用手工具 (2) 木工用電動工具 (3) その他</p> <p>1 木工機械の種類、構造、機能及び使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法 イ 帯のこ盤及びその他ののこ盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ボール盤 ホ 木工旋盤 ヘ サンダー ト 木工工具研削盤 チ NC加工機</p> <p>(2) 木工機械の切削速度、送り速度及び切込み量 (3) 木工機械の保守点検 (4) 木工機械に附属する治工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>2 木工機械用刃物の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 集じん設備 (3) 運搬設備 (4) その他の設備</p> <p>1 木材に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 樹種 (2) 組織 (3) 性質 (4) 強度 (5) 模型の種類、大きさ、用途等による材料の選定</p> <p>2 木材以外の模型用材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 発泡スチロール型（発泡ウレタン型）、樹脂型、金型、石膏型等の模型用材料の種類、性質、用途及び使用方法 (2) 接着剤、くぎ、ねじ、塗料等の副資材の用途及び使用方法</p> <p>木材の乾燥及び水分測定の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる木材の乾燥方法 イ 天然乾燥 ロ 人工乾燥</p> <p>(2) 木材の含水率とその測定方法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p data-bbox="268 331 619 414">金属材料の種類、性質及び用途</p> <p data-bbox="185 904 384 987">4 機械工作法 鋳造作業</p> <p data-bbox="268 1285 472 1319">その他の工作法</p> <p data-bbox="185 1570 296 1603">5 製図</p> <p data-bbox="268 1621 619 1704">日本工業規格に定める図示法及び材料記号</p>	<p data-bbox="651 331 1517 414">1 次に掲げる金属材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 427 1374 557">(1) 普通鋳鉄 (2) 球状黒鉛鋳鉄 (3) 可鍛鋳鉄 (4) 鋳鋼 (5) 銅及び銅合金 (6) アルミ及びアルミ軽合金 (7) その他</p> <p data-bbox="651 571 1517 654">2 次に掲げる金属材料の性質について一般的な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 667 1517 750">(1) 引張り強さ (2) 硬さ (3) ねばり強さ及びもろさ (4) 比重 (5) 摩耗 (6) 溶融及び凝固</p> <p data-bbox="651 763 1517 846">3 次に掲げる金属材料の熱処理による効果について一般的な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 860 1490 893">(1) 焼入れ (2) 焼戻し (3) 焼ならし (4) 焼なまし</p> <p data-bbox="651 952 1517 1034">鋳造作業に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 1048 1517 1272">(1) 各種造型法の目的、特徴及び作業方法 (2) 鋳型材料の種類及び用途 (3) 鋳造方案 (4) 金属溶解及び鋳込みの方法 (5) 特殊鋳造法の特徴及び用途 (6) 鋳造模型に起因して鋳造品に生ずる欠陥の種類とその防止方法</p> <p data-bbox="676 1285 1517 1368">次に掲げる工作機械の作業方法について概略の知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 1382 1433 1559">(1) 旋盤 (2) フライス盤 (3) 形削り盤 (4) 平削り盤 (5) ボール盤 (6) 中ぐり盤 (7) 研削盤 (8) NC工作機械 (9) ならい工作機械 (10) その他</p> <p data-bbox="651 1621 1517 1704">1 製作図による製品の立体的形状の把握に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 1718 1433 1800">(1) 部品の見取図の作成 (2) 基本的平面幾何画法 (3) 立体の展開方法及び相貫体の相貫線の求め方</p> <p data-bbox="651 1814 1517 1897">2 日本工業規格に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p data-bbox="676 1910 1286 2040">(1) 表面あらさの表示法 (2) 加工法の略号 (3) 金属材料記号 (4) 投影及び断面 (5) 線の種類 (6) 寸法記入法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>6 電気</p> <p>電気用語</p> <p>電気機械器具の使用方法</p> <p>7 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>模型製作作業</p> <p>模型方案の決定</p> <p>現図の作成</p> <p>模型用材料の選定</p> <p>模型の製作</p> <p>模型の検査</p> <p>部品の見取図の作成</p>	<p>次に掲げる電気用語の意味について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) 周波数</p> <p>電気機械器具の使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 模型製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害性抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 模型製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他模型製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（模型製作作業に関する部分に限る）について詳細な知識を有すること。</p> <p>模型方案の決定ができること。</p> <p>部品図により模型用現図の作成ができること。</p> <p>模型用材料の選定ができること。</p> <p>次に掲げる模型の製作作業ができること。</p> <p>(1) 模型製作の段取り</p> <p>(2) 木工機械の操作</p> <p>(3) 木工用器工具の調整及び使用</p> <p>(4) 材料取り（木取り）</p> <p>(5) 接合、接着及び材料組み（木組み）</p> <p>(6) 種上げの製作及び取付け</p> <p>(7) 模型の補強</p> <p>(8) 模型の塗装</p> <p>模型の検査ができること。</p> <p>部品の見取図の作成ができること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
模型の修理 工数及び材料の見積り	模型の修理ができること。 模型製作の工数及び材料の見積りができること。